

JICSAP 会員規約

平成 26 年 6 月 19 日第 12 回定時総会改正
平成 25 年 6 月 19 日第 11 回定時社員総会制定

第 1 条 総則

この規約は、一般社団法人 日本 IC カードシステム利用促進協議会 定款第 3 章に規定する会員について必要な事項を定める。

2. 本規約の変更は、総会の決議をもって決する。

第 2 条 特別会員の要件

特別会員は、次の各項の全てを満たす者でなければならない。

1. 法人であること
2. 当法人の目的に賛同すること
3. 特段の経費負担により、当法人の運営を支援する者であること
4. 特別会員として、理事会の承認を得たものであること

第 3 条 正会員の要件

正会員は、次の各項の全てを満たす者でなければならない。

1. 法人であること
2. 当法人の目的に賛同すること
3. 正会員として、理事会の承認を得たものであること

第 4 条 賛助会員の要件

賛助会員は、次の各項の全てを満たす者でなければならない。

1. 一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、特定非営利法人等と判断される本会の目的に賛同して入会した公益性を有する団体等
2. 当法人の目的に賛同すること
3. 賛助会員として、理事会の承認を得たものであること

附則

本規約は、平成 25 年 6 月 19 日より施行する。

以上